

【新型コロナ】ケベック州の規制変更について

1月25日(火)、ケベック州ルゴー首相が規制の一部変更について発表したところ、ポイント次のとおりです。

冒頭、新規感染者数は一時期より減っているが入院者数は直ぐには減少しない見通しであり、病院の状況は引き続き厳しいとして、慎重且つ漸進的に緩和を進める旨述べました。

1 1月31日(月)からの緩和事項

- 私邸の集まり:4人又は2世帯(bubble)まで許可。
- レストランダイニング:最大収容人数の50%まで、各テーブルで4人又は2世帯まで可。(要接種証明)
- 学校の課外スポーツ等:18歳以下、25人までの活動可。但し試合は不可。
- 植物園、プラネタリウム:最大収容人数の50%までの再開可。

2 2月7日(月)からの緩和事項

- 映画館、劇場、アイスホッケー場等:最大収容人数の50%、最大500人までの再開可。(要接種証明)
- 宗教施設:最大収容人数の50%、最大250人まで許可(要接種証明)。
(葬式は50人まで接種証明なしでも可)

【州政府関連HP】

<https://www.quebec.ca/sante/problemes-de-sante/a-z/coronavirus-2019/mesures-en-vigueur/a-propos-des-mesures-en-vigueur>

以上